

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下「当財団」という。）の倫理を確立し、当財団が実施する全ての事業活動をとおして社会の信頼を得るために行動基準を定めることを目的とする。

(基本的人権の尊重)

第2条 当財団は、その設立目的に従い、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、当財団と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとし、当財団に所属するすべての理事、監事及び正職員並びに契約職員、臨時職員、ボランティア及びインターンシップスタッフを含むすべての職員（以下「役職員」という。）は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性、障がいの有無等を理由とする一切の差別やハラスメント（いやがらせ）を行わない。
- (2) 当財団は、平等な雇用機会を提供するとともに、役職員に対し最大限の能力を発揮できる職場環境及び個々の状況に即した働きやすい環境を構築する。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 当財団は、その設立目的に従い、広く公益の実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、地域社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。このため、当財団の役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 当財団としての事業活動が広く公益に資するものか、また地域に貢献する事業となっているかを常に考慮する。
- (2) 業務効率を高め、経費を節約し、効果的で適切な使用に努める。

(社会的信用の維持)

第4条 当財団は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。このため、当財団の役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 業務の執行にあたっては、公正、公平を旨とし、公益の増進に資する質の高い価値を創出することに努める。
- (2) 当財団のインターネット上の公式アカウントからの情報発信はもとより、役職員が個人で開設しているアカウントも含めて、他の個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせる

おそれのある内容の情報発信、その他財団の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

(法令等の遵守)

第5条 当財団は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。このため、当財団の役職員は、以下のこと留意して行動しなければならない。

- (1) 業務時間内はもとより業務時間外においても、公益の増進を図る財団の役職員であることを自覚し、社会的規範及び各種法令の遵守、並びに各種事故防止に努める。
- (2) 法令違反、倫理規定違反、その他社会的規範に反する行為を発見した場合は、遅滞なく上司又は事務局長に報告する。

(私的利得の禁止)

第6条 当財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。このため、当財団の役職員は、以下のこと留意して行動しなければならない。

- (1) 支援候補組織及び支援先組織からの私的な利益供与を禁ずると共に、誤解の生じるような行為を避ける。
- (2) 職務や地位を利用して特定の支援候補組織及び支援先組織に有利な取り計らいをするような行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(兼職先組織への特別な便宜の禁止)

第6条 当財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、当財団以外に役員を務める組織への当財団からの特別な便宜の供与があつてはならない。このため、当財団の役職員は、以下のこと留意して行動しなければならない。

- (1) 役職員は、有償・無償を問わず、他の組織との兼職状況について虚偽なく申告すると共に、新たな職務に就任した際、或いは退任した際には、速やかに代表理事へ報告をする。
- (2) 役職員が役員を務める組織（非営利、一般事業者の区分を問わず）への資金供与及びその他特定の便宜の供与に際しては、公正、公平の立場で行動し、その組織に対して特別の便宜を図る行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(利益相反の防止及び開示)

第8条 当財団の役職員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちに当財団が別に定める規程に基づき、その事実の開示その他の手続きを行わなければならない。このため、当財団の役職員は、

以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 支援先の選定にあたっては、公正、公平を旨とし、自ら関与している組織の調査・選考には加わらない。
- (2) 役員と職員、または職員同士が談合して、財団の運営を私的に利用する行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(情報開示及び説明責任)

第9条 当財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、当財団が別に定める規程に基づき、その活動状況、運営内容、及び財務資料等を積極的に開示し、資金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。このため、当財団の役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 各事業の実施計画を策定する際には、資金拠出者への報告はもとより、ニュースレター、ウェブ等を通じて、適時必要な情報を発信する。
- (2) 関連法規に則り、事業計画書、事業報告書を適時に公開する。

(情報の保護・管理)

第10条 当財団は、業務上知り得た組織運営上の各種情報、及び個人的な情報の保護に万全を期し、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。このため、当財団の役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理（貸与しているパソコン等の管理を含む）、その他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、並びに他者・他組織へのデータの送信、外部への供与、情報の漏えいを行わない。
- (2) 職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し、やむを得ない場合を除き、当事者の同意なしに第三者への情報提供を行わない。

(研鑽)

第11条 当財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。このため、当財団の役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 公益事業を実施しているという社会的使命の他、寄付金等の資金によって運営されていることを旨として、新聞やニュース、書籍等の一般的な情報源から情報収集の他、講演会等のイベントや、研修への参加等を通じて、自己研鑽に努める。
- (2) 社会人としての基本的なマナーと道徳観を身につけ、他者の価値観を受け入れ、尊重し、常に自らの人格を磨く努力をする。

(反社会的勢力・団体との断絶)

第12条 当財団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。このため、役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。
- (2) 反社会的勢力・団体による不当要求は明確に拒絶する。
- (3) 反社会的勢力・団体による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由にする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- (4) 助成事業の申請者に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを申請時に文書で確認する。
- (5) 当財団への資金拠出者に対しては、反社会的勢力・団体からの資金が流入していないことを確認した上で、資金の提供を受ける。

(規程順守の監視)

第13条 当財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置し、その結果に基づき、役職員に対して指導助言する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、2020年3月9日から施行する。

附 則

1 この規程は、2023年6月24日から施行する。